

外壁

修景基準

- ・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

修景基準細則（1階外壁）

- ・主たる通りに面する側は真壁とする。
- ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側全てを板壁とすることは不可とする。

誘導細則（1階外壁）

- ・正面道路に面する部分は開口部とすることが望ましい。
- ・壁下地は小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。

修景基準細則（2階外壁）

- ・主たる通りに面する側は真壁又は塗込め（大壁）とする。
- ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側を板壁とすることは不可とする。

誘導細則（2階外壁）

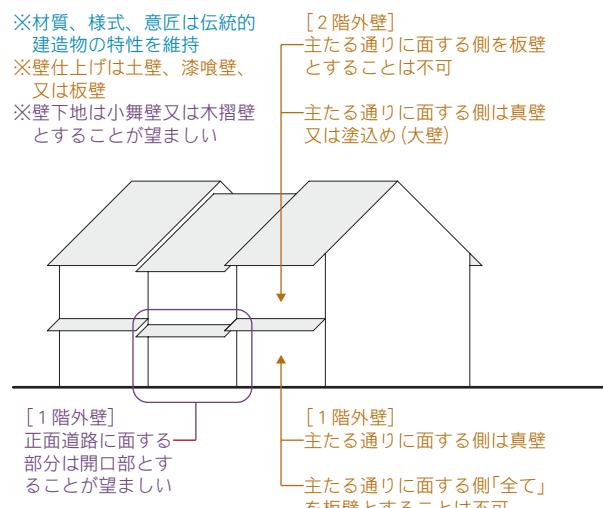
- ・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。



参考-建具による1階外壁
江戸から明治中期頃まで、ミセノマと外部の間仕切りは摺り上げ戸による形式で、日中は戸戸を開けて間口全面が開放されていました。その後改変されますが、建具を用いた外観構成は変わりません。



参考-真壁の2階外壁
左官仕上げの真壁は、出石における標準的な2階の外壁です。簡素ですが、町並みに軽快なイメージを与えます。



参考-1階外壁の特徴
初めから仕舞屋（しもや）として建築された町家や、間口の広い町家では通りに面する部分に壁を持つものもあります。壁は左官仕上げによる真壁を基調とし、板張の腰を備えます。



参考-大壁の2階外壁
間口の広い規模の大きな町家に限りますが、2階外壁を左官で塗始めたものも見られ、町並みに重厚なイメージを与えます。

基礎

修景基準

- ・基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。

修景基準細則

- ・基礎立ち上がり部分は伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、コンクリート部分が直接見えないようにする。

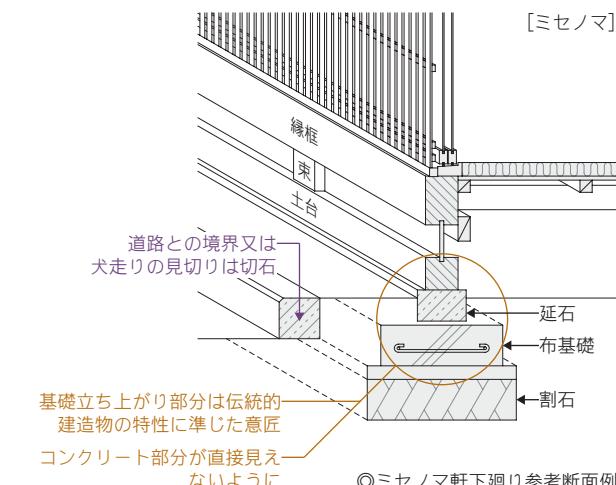
誘導細則

- ・道路との境界又は犬走りの見切りは切石とすることが望ましい。なお、コンクリート製は補助対象外とする。



参考-伝統的な基礎回り
伝統的な基礎回りは延石の上に土台を置き、その上部に縁組が架けられ、建具があります。

※基礎立ち上がり部分は見えないようにする



色彩

修景基準

- ・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとする。

修景基準細則（左官壁）

- ・左官壁は、土壁として桜尾の土色（赤土色）、鳥の子色、漆喰壁として白色、黒色を基調とした色彩とし、次のマンセル表色系の範囲を参考に、周囲の伝統的建造物にあわせる。

桜尾の土色（赤土色）：[色相]5YR~5Y [彩度]3~6 [明度]5~8

鳥の子色： [色相]5YR~5Y [彩度]1~4 [明度]7~9

修景基準細則（木部）

- ・周囲の伝統的町並みに調和した色調とする。
- ・望見できる部分の塗装は、ベンガラや柿渋等の伝統的塗料を原則とする。

修景基準細則（建具）

- ・金属製建具を使用する場合は、アンバー系木調、こげ茶、茶等の目立たないものとする。



参考-
桜尾の土色（赤土色）
桜尾は出石町細見内の小字名です。この地から採取される赤土は、出石における古い建物によく使用され、この赤土を用いた壁土の色が「出石の色」と言われています。
今回、検討会現状調査の中で、この土壁の色彩調査を実施しました。色彩は自然素材であることや、経年変化などから、若干のばらつきはあるものの、一定の色の範囲を持っていました。
そこで、設計や施工の手がかりになるよう、マンセル色票系で参考値を例示します。

設備機器等

修景基準

- ・通りから見えないように配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠しを行うものとする。

修景基準細則

- ・原則、中庭や裏側など通りから当該設備機器が容易に確認できない位置に設置し、やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物の中に組み込む等、外観上当該設備が容易に確認できないように努める。
- ・通りから望見できる軒庇及び屋根の上には、将来にわたり設置しない。

※通りから見えないように配置・形状とする

